

# 規制改革推進会議

## 地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ ご説明資料

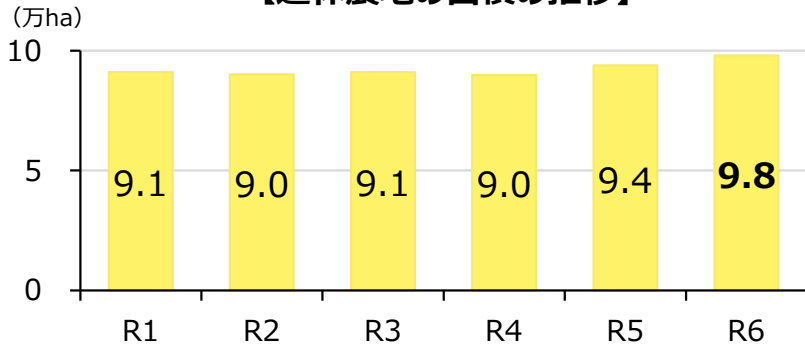
令和8年4月14日

農林水産省

# 遊休農地の状況について

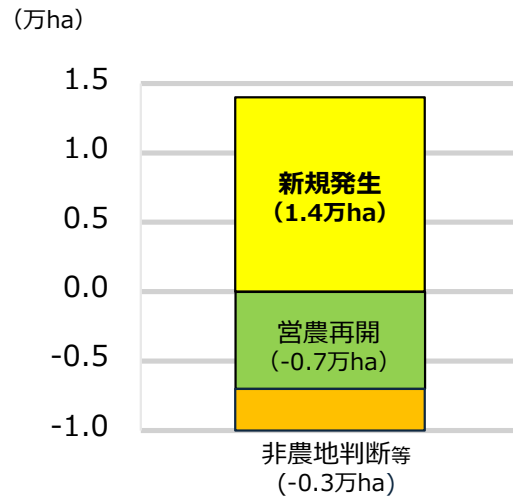
- 令和6年度末現在の遊休農地面積は、9.8万ha。令和5年度末から令和6年度末までの1年間で営農再開等により約1万haの遊休農地が解消。
- 農業委員会による令和6年度の利用意向調査の結果、所有者から農地バンクへの貸付けの意向があったのは、約4割。このうち、借受希望者が見込まれないなど農地バンクの借受基準に該当しないものは約6割。
- 農地法第36条に基づく所有者に対する勧告を行った農地面積は、平成28年から令和6年までで計224ha。（農地法第39条に基づく都道府県知事の裁定は、実績なし。）

【遊休農地の面積の推移】

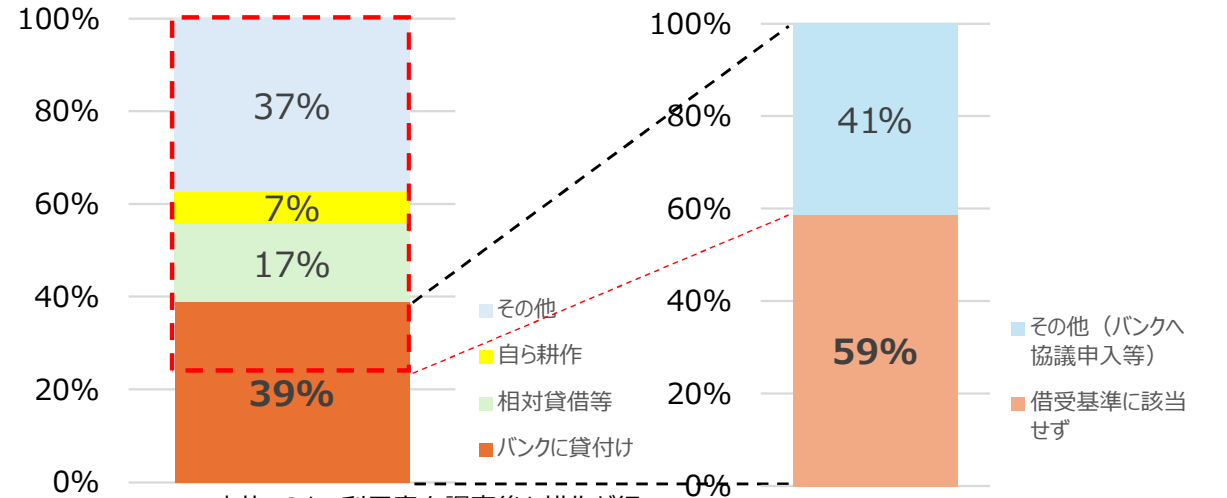


出典：農林水産省「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」等

【令和6年度における遊休農地の増減内訳】

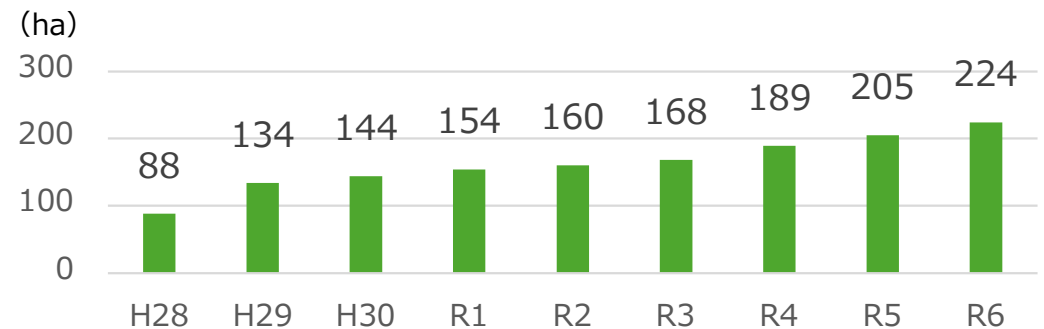


【令和6年度の利用意向調査で把握した意向 (3.8万ha分) の内訳】



※ 赤枠のうち、利用意向調査後も耕作が行われていない場合等には勧告の対象となる。

【勧告を行った面積の推移】



# 利用意向調査の結果の公表について

- 現在、農林水産省が運営するeMAFF農地ナビでは、農地法第32条に基づく**利用意向調査**で農業委員会が**把握した所有者の利用意向を公開**。そのほか、地域計画の策定に向けた意向把握等で把握した所有者の利用意向については所有者の同意を取ったうえで公開が可能。

## 【eMAFF農地ナビによる利用意向の掲載の例】

### 利用意向調査

eMAFF農地ナビ 住所から探す 条件から探す お気に入り

基本的事項 表示設定 色分け 絞り込み 地図・住所検索

遊休農地関係 (利用状況調査等)

遊休農地かどうか

遊休農地 (不耕作緑)

利用状況調査日

2025年11月12日

所有者等の確知の状況

対象外

所有者等を確知できない旨の公示を行った日

遊休農地関係 (利用意向調査等)

遊休農地の所有者等の意向

**自ら所有権の移転又は賃借権その他の権利の設定若しくは移転**

利用意向調査日

2026年02月13日

農地中間管理機構との協議の勧告日

農地中間管理権を設定すべき旨の知事決定日

### 利用意向調査以外の調査

eMAFF農地ナビ 住所から探す 条件から探す お気に入り

基本的事項 表示設定 色分け 絞り込み 地図・住所検索

基本的事項 検索結果に戻る

所在・地番

北海道苫小牧市字美沢9-1

☆ 農地をお気に入りに登録 ?

地目

畑

面積

190,311.00m<sup>2</sup>(1,903.11a)

地域区分

農振法区分

農業振興地域内・農用地区域内(青地)

都市計画法区分

市街化調整区域

**所有者の農地に関する意向**

**貸したい**

耕作整理番号

1d0ce7039180ce9cf506a76eed6d45f9

色分け

賃借権等権利設定の内容

権利の種類

賃借権

# 農地バンクの貸付けルールについて

- 農地バンクが中間管理権を有する農地の貸付けについては、法律等で地域計画の達成に資するように行うことと規定されており、地域の合意に基づいて、農業を担う者として目標地図に位置付けられた者に対して貸付け。
- 農地バンクは地域計画に基づいて農地の権利設定を行うことから、農地利用の最適化につながるよう、地域計画のブラッシュアップを進めていくことが重要。

## ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律

第8条第3項第4号イ（農地中間管理事業規程の認可要件）

農業経営基盤強化促進法第十九条第一項に規定する地域計画（第十七条第二項及び第十八条第三項において単に「地域計画」という。）の達成に資することその他地域の農業の健全な発展を旨として、公平かつ適正に農用地等の貸付け又は農業経営等の委託の相手方の選定及びその変更を行うこと。

## ○ 農地中間管理事業の推進に関する法律の基本要綱

第6 農用地利用集積等促進計画の作成等（第18条及び第19条関係）

### 2 促進計画の作成

（2）また、機構は、基盤法第22条の5の規定により、地域計画の区域内の農用地等について促進計画を定めるに当たっては、地域計画の達成に資することとなるようにしなければならないこととされています。（略）

## 農地中間管理事業の実施に関する規程 （K県農地バンク）

（農用地等の貸付けを行う方法（貸付先の決定ルール））

（略）

機構は、地域計画の区域内の農用地等において、促進計画の策定によって農用地等の貸付先を決定するに当たっては、地域計画の達成に資するよう、基盤法第19条第3項の農業を担う者として目標地図に位置付けられた者（以下「農業を担う者」という。）に当該農用地等を貸し付けるものとする。

# 委員提出意見に対する検討状況

	意見	検討状況
対応策②	農地中間管理機構の賃貸借契約に係る事務負担を軽減する観点から、手続きの簡素化と関係者の負担軽減を行うべきである。	申請者の農地の利用状況や耕作に必要な機械の所有状況等を記載した書類の添付を、更新の場合には原則不要とするなど、添付書類を簡素化する省令改正を実施済。
対応策②	農地中間管理機構の賃貸借契約更新について、自動的に契約が更新されるようにするなど、法改正を含めて対応を検討すべきである。	農用地利用集積等促進計画の更新については、農地所有者からの同意取得の方法の改善など、手続改善に向けて検討を進める。
対応策③	所有者不明農地制度について、標準処理期間の設定等を含め、農業委員会の適切な運用を促すための支援策を講ずるべきである。	所有者不明農地制度の標準的な事務処理期間の設定に向けた検討を進める。
対応策⑤	農地利用最適化に向けて、目指すべき農地集約率など必要なデータは何か検討し、当該データを集めるための方策を検討すべきである。	農地の集約化の進捗率を定量的に評価するための手法について、生産品目や経営規模、地理条件等による事情の違いを踏まえつつ、検討を進める。
対応策⑤	市町村が作成する地域計画の目標地図の出力様式について、GISデータ等の様式に統一し、各種分析に活かせるような体制の整備が必要である。	市町村が作成する目標地図の出力様式について、市町村の負担も踏まえつつ、GISデータ等への統一に向けた課題や実現可能性について検討を進める。